

食安輸発1207第1号
平成24年12月7日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成24年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について
(オーストラリア産二枚貝)

標記については、平成24年3月29日付け食安輸発0329第2号（最終改正：平成24年12月6日付け食安輸発1206第3号）及び平成24年11月16日付け食安輸発1116第2号に基づき実施しているところです。

今般、オーストラリア政府よりニューサウスウェールズ州の海域に対する管理方法が示されたことから、ニューサウスウェールズ州の海域で採捕された二枚貝及びその加工品については通常の監視体制とします。

なお、タスマニア島周辺、南オーストラリア州及びニューサウスウェールズ州の海域以外で採捕されたオーストラリア産二枚貝及びその加工品については、引き続き麻痺性貝毒に係る全ロットモニタリング検査を実施することとしますので、御了知の上、関係者等への周知方よろしく申し上げます。

また、平成24年11月16日付け食安輸発1116第2号は本通知をもって廃止します。